

令和5年度上牧町まちづくり条例検証委員会（第3回）会議録

【日 時】令和5年11月14日（火）午前9時30分～午前11時30分

【出席者】(50音順)

(委員：10名)

大西委員、小田委員、上村委員、小池委員、阪本委員、鶴谷委員、中川委員、新川委員、福井委員、安中委員

(事務局：総務部企画財政課)

中川部長、中本課長、土井課長補佐兼係長、高野主事、梅野主事

【欠席者】2名（吳羽委員、西田委員）

【傍聴人】1名

【議事概要】

1 開会

- ・10名の委員が出席であるため、会が成立していることの説明
- ・検証資料＜修正版＞の説明

2 議題

(1) 検証スケジュールの変更について

事務局：<検証スケジュールの変更について説明>

（質疑等なし）

(2) 前回の検証結果の振返りについて

事務局：<前回の検証結果の振返りについて説明>

（質疑等なし）

(3) 条文の検証について（第4章から第5章）

事務局：<第11条から第20条までの説明>

【第11条から第20条までの検証】

安中委員：前回の会議で、中学校の統合やそれに付随する第二体育館の取壊しの件で「最高規範性」の趣旨を確認したときに、私が理解していたのは、一番大きな目標があって、それに付隨して変更していく部分については、その流れの中で話し合っていくため、パブリックコメント等は、省略しながら進めていくというふうに受け止めて、町民の方に話をしているが、その中で、この条例の策定に携わったという方から意見を伺うと、今回の件は、最高規範に則っていないというお答えをいただいた。今回、説明責任や法令遵守のところを見ると、やはり最高規範性に従って対応する、また、計画等の策定についても、その過程でパブリックコメントを使って、住民の方の理解を促していく。手間はかかるが、丁寧にやっていくことが、この最高規範性の目的で、本当の正しい姿ではないかと思うので、この場でもう一度お伺いしたい。

委員長：安中委員からこの条例の持っている意義が、町政運営や執行機関の活動の中で、具体的に履行されていないのではないかということで、法令遵守義務、説明責任、応答責任について指摘があった。条例の見直しの委員会なので、条文が、本当に意義のある

ものとして運用されているかという運用にかかる議論もあろうかと思うし、場合によっては、この条文が不十分なので、なかなか行政が動いてくれないということであれば、条文を見直していく必要もあるかもしれない。中には別に定めるという形で追加をして、新しい条例を作らなければならぬというところもあるかもしれない。比較的この条例の基本的な精神に沿ったところの意見、質問であったと思う。この辺り各委員から意見をいただきつつ、具体的な案件も出たので、事務局からもそれに関連しての判断、考えがあれば、お願ひしたい。

阪本委員：行政の立場で委員として入らせていただいているので、行政の立場から説明させていただくと、第二体育館の件については、経緯として、8月の初めに、新しい上牧中学校の基本設計ができたので、そのあとに、議会に対して説明をさせていただき、その中で、住民への説明については、タウンミーティングで行うと説明した。タウンミーティングは11月11日から開始しているが、開始時期が伸びた理由としては、9月に議会があり、その後10月は町長の公務等も重なったことから、このタイミングになったということである。住民の方からは、なぜ先に説明してもらえなかつたのかという意見もいただいたが、そういう経緯があつたので、適切な時期に説明を行えなかつたということである。また、その部分については、タウンミーティングの冒頭で説明をさせていただいて、理解を求めているところである。事前に説明ができていればよかつたと思うが、そういう経緯があつたので、現在の流れで順次説明を行っている。

安中委員：今後の未来のことに関しては賛成であるという私の立場、議員の立場からすると、どのようにして住民の方に理解してもらおうか考えながら話を進めているが、今後、タウンミーティングが終わった後、第二体育館を取り壊して、新たな施設を作っていく過程でパブリックコメントを実施する予定はあるのか。

阪本委員：詳細な部分は、まだこれからになってくるので、町長と相談させていただきながら、最終的にどういう形で進めていくかを決めていかなければいけないと思っている。

安中委員：この件については、本条例に則っていないとおっしゃる方もいるので、どこかでパブリックコメント等を実施しながら、理解を求めた方が早いように思う。

鶴谷委員：安中委員の意見について、これから人口減少時代で、厳しい財政運営であることは、まちづくり基本条例の中にも記載されていると思うが、丁寧な説明など、時間をかけて何かをやるというイメージを町の執行部側に求めているということだとすれば、安中委員の意見としては、第19条の説明責任のところで、内容の見直しが必要になってくるという意見でよいのか。今後第二体育館のような案件が起こり得ると思うので、そういう意見だと解釈してよいかお聞きしたい。

安中委員：今後もこういうことがあった場合に、例えば本当に町の事情でどうしても仕方がなかつたという場合に、どう対応していくべきか、柔軟な対応が認められるようにしてもよいと思うが、その辺りは慎重に考える必要があると思う。

小田委員：第15条の法令遵守のところで、「別途定めます」という文章があり、取組状況としては「具体的な検討まで至っていません」という文章がある。このような部分が何ヶ所か見受けられる。条例ができた当初の1~2年は、内容を固めるのに時間もかかると思うので、できていなくても仕方がないが、この条例は施行してから10年になる。

もちろん歓迎すべきようなこともあり、選挙公報については、条例ができて、すぐに具体化しており、素晴らしいと思うが、反面、10年間ほったらかしと受け取られるような部分もある。

委員長：条例本文にある「別途定める」あるいは「別に条例で定める」というところについて、この10年間進捗が見られないということについて、いかがかという意見だったと思う。ここは条例本体の修正というよりは、むしろ委員会としての意見ということでしっかりとお伝えしないといけないところもあるが、同時に条例本文で見直すべきところがあれば、それもあわせて意見をいただければと思う。

副委員長：条例の基本原則が徹底されていれば、今のような質問はあまり出ないように思う。条例の基本原則というのは、いわゆる執行機関が、参画の機会を開発していくということ、それから協働ができる事業をさらに開発していくという構えになっており、参画制度は例外なく、公平委員会、農業委員会等も含めて、どのように開発、あるいは用意されたか、あるいは現在あるかという調査を一度実施してはどうか。協働事業もどのような事業が実際にあるのか、まださらに開発する必要があるかもしれない、参画及び協働事業に関する行政内部調査を一度実施し、それをもとに、参画や協働に関する政策を進めていくべきではないかと思う。あり方として、参考になるのが奈良市、それから現在追いかけてある広陵町、王寺町もいずれ追いかけてくる。そのような実態調査カードがもうできている。それを上牧町も予定されるべきではないか。その中で、参画制度に関しては、例外はないという原則で、しっかり調査をしていただきたい。次に、総合計画の位置付けについて、総合計画には、審議会があると思うが、この審議会は常設型であるか、または、総合計画策定後に解散する解散型であるか。総合計画は最高計画であり、自治法上の担保はなくなったが、それをこの条例で担保しており、都市計画マスターPLANや他の法定計画も、総合計画の秩序の中に収まらないといけないという関係にある。そうすると、全体にそれがうまく執行されているのかというのは、前期計画もしくは後期計画のそれぞれのターミナルごとに点検を行い、次の計画に反映していくという、いわば政策形成段階、決定段階、実行段階を踏まえた次の修正段階に投影するという作業が必要になる。そういう意味で総合計画審議会の役割は大きいと思うが、その審議会の役割は常設型で、担保されているのか少し疑問に思ったので、お伺いしたい。その上で、職員の公務員として職務に必要な知識技能の向上、参画協働研修等が必要になってくると思う。それから、それは人事評価制度にも反映していただきたいと思うし、関係していると思う。また、コンプライアンス条例は他の自治体でもすでに事例があるので、それを参考として、上程する準備をしてはどうか。これも当たり前の条例だと思っている。また、応答責任（レスポンシビリティ）について、町民の方からの苦情要望はもとより、議会議員の個人的な口利き等に関しても全部記載するということで、早急に実現に移されてはどうかと思っている。これを行うことによって、議会と行政との関係が、非常に透明なものになって来ると思う。特に町民の方が気にしているのは、職員の採用に関する口利きが奈良は非常に多いということ。また、過去において、ここ数年はないが、毎年のように、特別職が逮捕されるという事態が発生していたということ。この体制を早く改

めないといけない。ここではそんなことはないと思うが、そういう意味でこの応答責任に関しては、はっきりとした態度を示さないといけない。説明責任（アカウンタビリティ）については、かなり整理されており、水準が高いと思っている。ただレスポンシビリティが弱い。これと総合計画の進行管理システムができているかどうか。それから参画協働に関する基本原則を徹底するような悉皆調査及び職員研修、これができているか、また、参画協働を基本原則とするのであれば、住民自治に対しても、もっと啓発する必要がある。どうも今の議論の中に欠けていると思うのは、住民自治に関する制度整備、あるいはその啓発が、条例にあまり書かれていらない。役所を統制するばかりの条例になっており、住民側の責任が、非常に軽いものになっていないかという気がしている。住民自治がしっかりしていかなければ、財政悪化が起こるし、行政の負担は増えていくというシーソーの関係になっている。住民側についても、もっと地域のコミュニティの自己統治を頑張って欲しいとか、NPO活動を頑張っていただいたら行政にとっても助かっていくとか、そういうことを啓発する必要があると思う。その辺りについても解説にきちんと記載しておいた方がよいと思う。行政や議会への統制権ばかりが意識されてしまっております、不健全な印象を与えてしまう危険性があるので、解説文辺りで、もう少しきちんと記載した方がいいと思う。

事務局：第13条の協働参画について、各課で様々な取組を行っているが、全体像を把握できていないところもあるので、奈良市や広陵町を参考に、そういった取組を集約し、必要な分が足りているのか、そもそも不足しているのか、他自治体ではこういった協働があるが上牧町ではないといったことを把握した上で、他の自治体の取組を参考に今後検討したいと思う。総合計画については、検証委員会という形で毎年取組状況の評価を内部で実施しており、その結果をホームページで公表している。総合戦略については、外部検証委員会ということで、外部の方にも委員として参加していただいて、取組状況を確認していただき、今後の改善点や不足している部分について意見等をいただく形で毎年実施している。第20条の応答責任（レスポンシビリティ）については、現状できていない部分があるため、危機感を持って対応していかなければならぬと思っている。住民自治に関する制度啓発について、昨今こういった取組が足りていないのか、行政への要望が多くなってきてるようだ。その中で、補助金制度を作って、ボランティアの方に頑張っていただくことでカバーできている部分もあると思う。今後も地域活動が継続していくけるような支援は行政として必要で、行政が前面に出るのではなくて、後ろから支援するような形をしっかりと構築することで、住民の方々が自分たちで考えて動けるような仕組みを検討していきたいと思う。

阪本委員：行政の立場から少し補足で説明をさせていただくと、第15条の法令遵守と第20条の応答責任について、事務局の方から、具体的な検討まで至っていないという説明をさせていただいたが、この部分については、以前から意見もいただいており、内部で検討を進めているところである。いつできるのかということは、今具体的に話はできないが、現在内部で検討を進めている状況であるということを補足させていただく。

副委員長：先ほど安中委員がおっしゃった件で、なぜそんなに反発が起きているかということについて考えたときに、行政側は、内部的に施設の除却や改修について色々検討された

と思う。公共施設等総合管理計画を策定されていると思うが、その計画に載せる以前に、この施設については、すでに老朽化が激しい、今後どうすればいいだろうということの問題提起は、その時点で住民に対してすべきではなかったのかと私は思っている。行政からすると、必然性が目に見えすぎていて、あと数年しかもたないとか、耐震的に危ないとか、そういう危機意識が先立ってしまって、その方向性を先に出してしまう、方向性が決まった段階で提案するので、町民から見ると話が既にできているような印象を与えててしまう危険性がある。なので、行政にとっては専門的にわかつていたとしても、それはもう情報が出てきた時点で、その危機感を住民と共有し、その上でどうするかを議論すれば、それほどもめることはなかったように思う。つまり、もう1つの原則である、情報共有原則を少し忘れていた可能性があるのでないか。それが議会の手間をかけさせている、あるいは住民に対して、余分なストレスをかけるという結果になってしまう。つまり手間を惜しんだ、あるいは、行政の専門性によって、手続きを省いてしまったことによる手戻りであるように感じた。参画というものはパブリックコメントに限らず、政策形成過程における参画もあるので、パブリックコメント以前の原案を作る段階でも、当事者や周辺住民を交えた小検討委員会を作る方法もあったのではないかと思う。

鶴谷委員：違った観点の話になるが、第13条の執行機関の責務の第2項について、「執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため」等々が書いてあって、多様な参画制度を設けるというのは、まちづくりについて議論する時に、できるだけ多くの人に参加してもらう機会を設けるという形になっているが、「町民と協働して」というところが少し気になっており、まちづくりは町民だけではなくてきているのではないかというのが私の印象である。10年前と様変わりしてるのは、人口減少が進んで、町の人たちに関わってもらうのも大事だが、色々審議会等で見ていると、町外の人たちもまちづくりにできるだけ参加してもらうことが多いのかなと考えている。そう考えると、条文上範囲を限定しているように見られると思うので、この辺の表現をもう少し広い意味で書いてもいいように思うがいかがか。

委員長：第2条の定義で、「町民」を幅広く捉えているが、第13条の解説では、必ずしもそういう定義には及んでいないところもあると思うので、この辺り解釈の問題、それから条文本体を修正する必要があるかどうかについて、意見等があればいただければと思う。なお、第2条の定義では、町民というのは、住民票を有する町民だけではなく、幅広く本町で事業をしている、あるいは関心をお持ちの方々、その他の利害関係の方々を含めて定義されているが、同時に第13条で、協働したり参画したりするのは誰ということになると、そこは限定されたイメージがあるかもしれない。この辺り書き方も含めて、意見をいただければと思う。

事務局：第2条の定義で、町民の定義として、町民以外の関心のある者という書きぶりもあり、町民を広く定義しているため、第13条についても、町民という表現でカバーできているように思っていたが、ご指摘のとおり分かりづらいのかもしれない。具体的にどうすればよいのかすぐには思いつかないので、何か意見をいただければと思う。

委員長：逐条解説で補足するぐらいでもいいように思う。

鶴谷委員：逐条解説でも構わないと思うので、なるべく盛り込んでいただければ思う。もう1点考えているのが、第14条の町職員の責務で、これは日々の仕事について書かれている部分がメインと思うが、他の自治体を見ていると、町職員がまちづくりになるべく参加をするという文言を設けているところがあり、近隣では生駒市は、自治基本条例でそういう文言が書かれている。この流れというのは財政が非常に厳しい状況で、財源が少なくなることで住民サービスが下がっていくことに付随して、今持っているマンパワー、町の職員の行動力とかそういうものをできるだけ多くまちづくりに参加してくださいということを規定してもいいのではないかと考えている。昨今新聞等に載っているのは、副業みたいな形で、例えば五條市は、柿の収穫に市の職員ができるだけ関わってくださいというところもあり、山形のほうでサクランボの収穫にできるだけ関わってくださいというところも出てきていると考えると、まちづくり基本条例としては、できるだけ職員の顔が住民に見えるような形を設けてもいいのではないかというのが私の提案である。

安中委員：町職員がまちづくりに関わるということで、上牧町は去年ぐらいから、ペガサスホールで、職員が何ヶ月か前から練習して、朗読劇をやってくださっている。これは画期的なことだと思うし、他の町からも評価をいただいている。また来年もすればいいのではないかということも言われているが、少し考えると、職員の負担が大きすぎるようにも思う。職員が良ければいいが、実際は、家事や子育てなど、職員の都合もあると思う。やっていただけるなら本当にありがたいと思うが、実際はそういう側面もあるということをお伝えしたい。

委員長：職員の方々が大変な負担を負いながら、地域の問題にも関わっていただいている方が多数いらっしゃるということで今お話をいただいた。一方では、職員の方々にそうした地域での活動へ積極的に関わっていただきたいという願いを、町全体として持っているということも間違いかろうかと思っている。ここはどういうバランスで考えるか、基本原則としてどう考えるかということかなと思っているので、この辺りもご意見をいただければと思う。

副委員長：鶴谷委員の提案に私も賛同したいと思うが、安中委員がおっしゃっている職員の現場に与える負荷を考えると、条例にそれを書くというのは、少ししんどいという気もしている。条文を見ると、執行機関の責務と、それから職員の責務との両方に係る内容として、第12条で、町長は町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めると書いている。そうすると町民との協働に必要な能力というのは、参画協働を実践できる職員ということである。これを字句のとおり理解すると、行政機関の住民自治への参画と協働、住民自治側の方の行政への参画と協働、この相互の乗入れをしていくことである。職員にも当然、町民社会への参画協働の能力を持つということは当然研修でやることである。ただ部局ごとにばらつきもあり、どちらかというと協働パートナーを作らなければ仕事がやりにくいような、例えば学校教育におけるPTAとの関係だとか色々ある。そのばらつきを意識しているから、こういう書き方で留めてきたのではなかったかなという気もする。町長の責任において職員研修をする、次に執行機関の責任として、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制

度を設け、町民の参画機会を保障すると。これは協働のまちづくりの推進であるので、執行機関が住民自治の中に入していくことをイメージしているわけである。なので、職員だけでなく、機関の責任としてやってくださいということである。町職員の責務としては、職務に必要な知識技能の向上に努めるというのは、基本的なことを書くに留めてある。だからここにそれを入れるとなると、ものすごく突出したことになってしまって、職員にものすごく重たい責任を課すことになるという不安を少し感じた。つまり、機関責任として書いてあるところの中で、職員が参画したり協働したりすることが期待される部署もあるというふうに理解した方が弾力的ではないかと考えている。この辺りは事務局の判断に委ねたいと思う。

鶴谷委員：お二人の意見について、職員に過剰な負担がかかる恐れがあるというのは、もっともな意見であると思うが、まちづくり基本条例ができる趣旨というのは、やはり財政危機の状態というところからスタートしており、普通の町であれば、今の議論でいいと思うが、他の町に比べて、非常に危機感を持ってまちづくりをしていかなければいけないということを言っているのであれば、あえて書く必要があるのではないかというのが私の意見である。さらに言えば、今後の職員のあり方にも関係すると思うが、町外から通っている職員も増えてきていると思う。今までの昭和の町であれば、町内に住んでいる人が公務員になって、町民との信頼関係、まちづくりが当たり前のようにできているという形になるが、これだけ交通網が発達していると遠くから通う人たちも当然出てきているというのが現状としてある。そういう状況から考えると、あえてここで何か強めの表現を加える、できればそういうことを書いたほうがいいのではないかというのが私の率直な意見である。それも事務局に委ねるので、どうするかということを少し考えていただければと思う。

委員長：原則論として、どういうふうに町職員の責務のあり方を考えていくのか、ここはもちろん公務員としての本分を全うしていただくことに加えて、この条例としてどういうふうに考えていいのかという、より高い目標、理想、そのもとでどういう位置付けがよいのかということが議論されていると思う。もちろん実践面では、多くの難点があるので、どこまで理念としてうたい、そしてそれを実践の場面で無理のない形で実行できるようにしていけるか、非常に悩ましい問題である。この点については事務局の方でも、他市町村の条例等を参考に、検討してみていただければと思う。本町に適しているかどうかということで最終的に判断できればと思うので、一旦事務局の方での調査をするということで、委ねておきたいと思う。

副委員長：第12条の「町長は、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めなければなりません」と、第14条の「町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません」、それから第13条の「執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません」というのは、トライアングルのセットだと思っている。そういうところの取組状況が、メンタルヘルスとか政策形成能力向上、私債権研修とかになっているが、参画協働研修、あるいは、まちづくり基本条例研修がないので、それは致命的だと私は思っている。なぜかというと、奈良市では、全管理職及び課長補佐以上

を対象とした全員研修をやっており、毎年、定例的に実施することによって、参画協働がいかに必要かということの全体認識を徹底させている。こういう研修をしていないのであれば、まちづくり基本条例が浸透しないということになりかねないので、参画協働の研修やまちづくり基本条例の基本原則を学習する研修を必須科目として入れる必要があると思っている。そういう基礎的な取組をしなければ、この条例は絵に描いた餅になりかねないので、次年度以降それを制度化してもらいたいと思う。また、職員の責務の中で、町民社会への参画協働を図ることを奨励する、人事評価に反映するというようなことを言ったところで、新規採用をしていくと、その意味がわかつてない職員が増えてくることになる。それでは賽の河原の石積みになりかねないので、毎年、徹底的に研修することを制度化していただけたらと思う。

事務局：参画協働の研修に関しては実施できていない。毎年、条文の取組状況評価ということで、各課に自己評価をしてもらっているが、実際は担当している条文だけを管理している現状だと思う。まず土台として、まちづくり基本条例を職員がしっかりと理解し、その上で、参画協働、職員がまちづくりに携わっていくことがいかに大事かというところの意識づけができるような体制づくりを検討していきたいと思う。

→第11条から第13条、第15条から第20条について「条文改正の必要なし」と結論付けられた。

→第14条については、職員のまちづくりへの参加に関する文章を追加してはどうかという意見があり、事務局の方で、他市町村の事例を調査した上で、最終的な判断を行う。

事務局：<第21条から第26条までの説明>

【第21条から第26条までの検証】

安中委員：第25条の行政評価で、私が関わっているところで話をさせていただくと、例えば公募型の補助金について、事業開始から3年間は補助金を貰えるという内容になっており、4年目からは、補助金がもらえなくなるという形に今のところはなっている。評価というところで、この3年間の評価をした後に、4年目も継続ということも、あり得るのかということを伺いたい。

委員長：一般論としては、それぞれの事務事業あるいは施策の評価に基づいて、その施策、あるいは事業をやめる、修正するということもあるだろうし、やめことになったものを継続するというのも評価の内容に応じてあり得ると思う。ただ、個別の事情はよくわからないので、もともとの事業の性質や、どういう趣旨意図で起こしておられるのか、その中で評価をどう位置付けておられるのか、そこに関わってくるところもあるので、個別の議論に必ずしも一般論が当てはまる場合にはならないかも知れない。今安中委員から質問があった問題については、何か事務局の方で把握されているのであればお願いしたい。一般的には補助事業というのは、あくまでも相手方の事業に行政が協力をし、その目的がよい目的なのでぜひ達成してくださいということで補助をするということになる。従って、あくまでも民間の方々が主体になるので、民間の方々がそれぞれの目的を達成していただくよう支援をするということになる。行政と

しては、いつまでも関わることはしないというのが原則になっている。そのために3年とか、期限を設けているようなケースが割と一般的には多いと思う。

事務局：各種団体への補助金については、過去に町から団体に対して、漫然とした運営補助金が継続されていた。財政が悪くなった時に、それを見直して、事業補助金という形に切り換えている。補助金という性質上、事業の助走期間を支援するということで、一旦3年を期限としているが、ただ、自主財源を持っている団体に関しては、そういう形でも可能であるが、そうではない団体もある。また、実施事業が町にとって公益性が高いというものもあって、内容によっては3年を超えて補助を行うについて、検討する余地はあると思っている。

副委員長：第25条の行政評価は、あえて非常に甘く規定している。行政評価というのは、難しく言うと、執行評価と政策評価に分かれる。そして、執行評価の部分はコストダウン評価とパフォーマンスアップ評価になる。コスト削減がどれだけできたかという評価と、一定のコストのもとでどれだけ生産性を上げられたかというパフォーマンスの評価が執行評価と言われており、これは行政内部でもできるというのが通り相場である。政策評価というのは、公益的な価値基準に基づく客観的な社会的変化を指すので、これは総合計画にその目標指標が掲げられるはずである。なので、総合計画の達成度を評価すれば、政策評価に繋がってくるというのが私たちの主張で、例えば生駒市では、全部その政策評価に繋がる目標指標を掲げている。そして、その目標にどれだけ1年ごとに近づいたか、あるいは遠ざかったかということを測れば、有効性が分析できるので、そういう評価の仕組みを完成させているかどうかについて、その評価システムをもう少しわかりやすく住民に対して説明する必要があるのではないか。執行評価については内部で十分できることなので、むしろ住民に示すべきは、総合計画等をモデルとした、これだけ町は前進した、変わったということを説明できる評価システムを提示されるべきかと思う。そういう意味で、私は総合計画審議会の役割が大きいと思っている。総合計画の作り方も大変大事で、政策の有効性評価の基準になるとともに、町民に対する公約書という位置づけになる。ところが、事業計画とか予算執行計画は、行政内部行動計画であるので、町民から見ると見えにくくて仕方がないし、またそれは仕方がないことだと思う。行政評価という言葉を、もう少し解説の中で、詳しく説明した方がいいと思う。行政評価という言葉は、ここでは政策評価を意味すると言ってもいいと思う。また、総合計画は、行政だけの行動計画になつてないかという不安が少しあり、例えば、生駒市など、いくつかの県内の総合計画は、住民自治側の変化と行政側の変化を双方検証できるようになっている。住民から見たときに、役所がどれだけ頑張ったかというだけでなく、総合計画なので、住民側の目標も掲げないといけないと思う。例えば分別収集を行っていると答えている住民が100%に近づいたとか、そういうことをきちんと出さないと、総合計画としては不完全である。行政評価という言葉を使うと、行政だけの評価になつてしまうので、総合計画に基づく政策評価を、もっと町民に認識してもらうようなアピールの仕方を解説で考えてはどうかと思う。

委員長：第23条の財産管理に関連して伺いたいが、上牧町は遊休土地はどれぐらい保有して

いるのか。

事務局：過去に財政が悪かったときに、土地開発公社も解散し、財政状況は少しづつ改善してきている。その時に公社から引き継いだ土地については、普通財産の売却として、できる限り進めている状況である。

委員長：計画的に売却できているのか。

事務局：なかなか売れる土地がない状況である。

委員長：残ったらどうするかという議論はしているか。

事務局：そこまではできていない。現状、売れるところから1筆ずつでも減らしていっている状況である。

委員長：遊休土地についても、社会経済の情勢や市場動向もあるが、できるだけ計画的に処分ができるように進めていただきたいと思う。

副委員長：第24条の財政状況の公表の解説の書き方になるが、この条例ができたきっかけにもなっている財政悪化から立ち直ってきているわけであるが、この財政指標をもう少し詳しく説明したほうがいいと思う。一般的には経常収支比率や、地方公共団体の財政再生法に基づく4指標プラス参考指標があり、その説明をつければどうか。経常収支比率はもちろん、実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率等について解説を加えていけば、町民にとってわかりやすくなるくると思う。例えば、外部外郭団体に、含み損を抱かして、赤字逃れをするという手法を、多くの自治体が使っていて、結果的に地獄を招いてしまった危険性があるが、そういうことができなくなっているということをわかってもらう必要がある。例えば夕張市は、連結実質赤字比率を公表すれば一発でわかった話である。現在はそういうことができなくなっているということが町民にわかるように、財政再生4指標の公開をしているということの説明をすればいいと思う。ここで見ていると財政指標とだけしか書かれていないので、少しもったいないと思う。

事務局：財政指標については、9月の議会の資料、決算成果という形で、財政指標の詳しい解説も載せながら、各年度の推移、これまで悪かったときから、今に至る動きというのも紹介している。そういう内容も、取組状況としてはあるので、逐条解説の中で、指標の説明等を加えていきたいと思う。

委員長：各指標の簡単な説明でいいので、載っているとわかりやすいと思う。

→第21条から第26条について「条文改正の必要なし」と結論付けられた。

3 その他

- ・大西委員から開催案内時に、会議時間の目安を明記してほしいと意見あり。
- ・事務局から次回の開催日時（令和6年1月30日（火）9:30～）について説明

4 閉会

以上